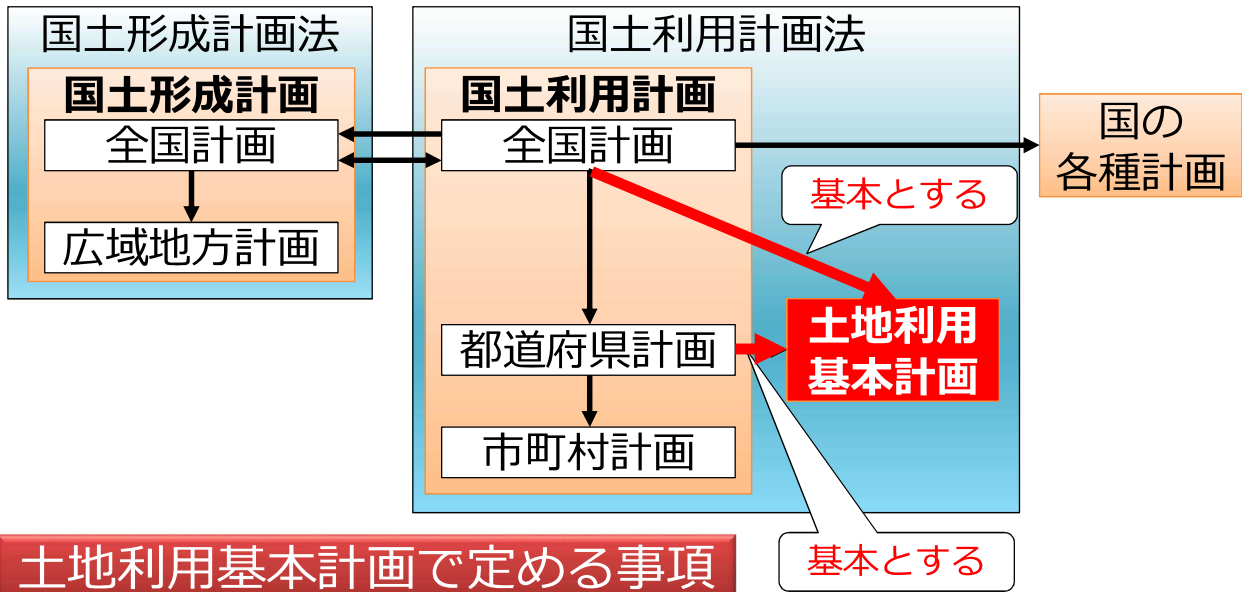


## 土地利用基本計画



## 土地利用基本計画で定める事項

- ① 計画図・・・5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）を指定
- ② 計画書・・・土地利用の調整等に関する事項

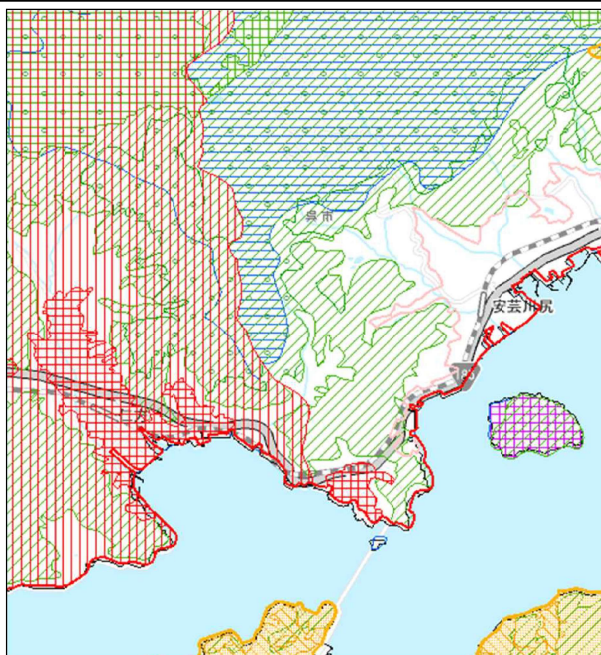
5

## 土地利用基本計画の内容

- ・ 計画書：土地利用の調整等に関する事項を記した文書
  - ① 土地利用の基本方向
  - ② 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
  - ③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画
- ・ 計画図：五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）を5万分の1の地形図上で記したもの

〇〇県土地利用基本計画 計画書(抄)

1. 土地利用の基本方向
  - (1) 県土地利用の基本方向  
県土全体と、地域別に記載。
  - (2) 土地利用の原則
    - ① 都市地域  
市街化区域においては、…。  
市街化調整区域においては、…。
    - ② 農業地域
2. 五地域区分の重複地域における調整指導方針
  - (1) 重複地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
    - ① 都市地域(市街化区域及び用途地域以外)と農用地区域が重複する場合  
→農用地としての利用を優先するものとする。
    - ② 農業地域と自然公園地域(特別地域)が重複する場合  
→自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
  - (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項



五地域	記号
参考表示	
都市地域	
市街化区域	
市街化調整区域	
その他都市地域における用途地域	
農業地域	
農用地区域	
森林地域	
国有林	
地域森林計画対象民有林	
保安林	
自然公園地域	
特別地域	
特別保護地区	
自然保全地域	
原生自然環境保全地域	
特別地区	

10